

**【参考資料】 国際理解教育について**

国際理解に関連する小学校学習指導要領（平成 29 年告示）の記述

[\[小学校学習指導要領（平成 29 年告示）\]](#)

社会 第 6 学年

(3) グローバル化する世界と日本の役割について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 我が国と経済や文化などの面でつながりが深い国の人々の生活は、多様であることを理解するとともに、スポーツや文化などを通して他国交流し、異なる文化や習慣を尊重し合うことが大切であることを理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 外国の人々の生活の様子などに着目して、日本の文化や習慣との違いを捉え、国際交流の果たす役割を考え、表現すること。



特別の教科 道徳

第 2 内容

C 主として集団や社会との関わりに関すること

[国際理解，国際親善]

[第 1 学年及び第 2 学年] 他国の人々や文化に親しむこと。

[第 3 学年及び第 4 学年] 他国の人々や文化に親しみ，関心をもつこと。

[第 5 学年及び第 6 学年] 他国の人々や文化について理解し，日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。

総合的な学習の時間

第 2 各学校において定める目標及び内容

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。

第 3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第 2 の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(8) 国際理解に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通じて、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにすること。